

農林水産省

《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。</p> <p>(2) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価の基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課（以下「情報評価課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 情報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 22 年 8 月 10 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 3 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：81 公共事業実施地区 2 研究課題 2 政策（租税特別措置）</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：23 公共事業実施地区
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
		予算要求は妥当		評価結果を踏まえ、概算要求を行った		
事前評価	実績評価：16政策分野 〔表14-3-ア〕	予算要求は妥当	16	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	16	
				概算要求に反映	16	
				機構・定員要求に反映	7	
				機構要求に反映	3	
	事業評価方式：9公共事業(140事業実施地区) <23年度事業着手要求事業:31地区> 〔表14-3-イ~エ〕 <23年度新規地区採択要求事業:109地区> 〔表14-3-ウ、オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	140	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行った	140	
				概算要求に反映	15	
事業評価方式：4研究開発課題 〔表14-3-カ〕	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4		
			概算要求に反映	4		
事業評価方式：2件(規制) 〔表14-3-キ〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2		
事業評価方式：30件(租税特別措置等) 〔表14-3-ク〕	税制改正要望を行うことは妥当	30	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	30		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3成果重視事業 〔表14-3-ケ〕	目標の達成に向けて順調に進捗等	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	3
			今後、成果の検証を実施等	1		
	事業評価方式(期中)：8公共事業(64事業実施地区) 〔表14-3-コ~ス〕	継続が妥当	59	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	59	
				概算要求に反映	2	
				計画変更の上、継続が妥当	4	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】
	事業評価方式(完了後)：31公共事業(191事業実施地区) 〔表14-3-セ~チ〕	実施は妥当	191	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	191	
				中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表14-3-ツ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2	
事業評価方式：14件(租税特別措置等) 〔表14-3-テ〕	継続が妥当	14	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	14		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—		

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式(期中): 8公共事業(24事業実施地区)〔表14-3-コ～シ〕	継続が妥当	24	評価結果を踏まえ、引き続き実施する		24
				【引き続き推進】		
				概算要求に反映		3
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—		—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 の政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 23 年度政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ア 政策分野を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	食の安全と消費者の信頼の確保
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
3	食品産業の持続的な発展
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
5	優良農地の確保と有効利用の促進
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進
8	農業・農村における 6 次産業化の推進
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
11	森林の有する多面的機能の発揮
12	林業の持続的かつ健全な発展
13	林産物の供給及び利用の確保
14	水産資源の回復
15	漁業経営の安定
16	漁村の健全な発展

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (12 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (8 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (2 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (118 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表 (平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ウ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業(直轄) (16 地区)
2	民有林補助治山事業(補助) (2 地区)
3	森林環境保全整備事業(補助) (100 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手を要求している以下の 1 事業（3 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業(直轄) (3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に新規地区採択を要求している以下の 2 事業（7 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-オ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業(補助) (3 地区)
2	水産資源環境整備事業(補助) (4 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 14-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新農業展開ゲノムプロジェクト
2	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
3	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
4	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(6) 参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 2 月 28 日及び 3 月 4 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	家畜の伝染性疾病に対する防疫対応の強化を図るため、家畜の所有者等が講ずべき消毒等の防疫措置に関する規定の新設・拡充
2	無届伐採者に対する造林命令の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(7) 参照。

(8) 租税特別措置等に係る以下の 30 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ク 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	植林費の損金算入の特例 (国税)
2	植林費の損金算入の特例 (地方税)
3	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
4	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (国税)
5	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
6	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
7	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (地方税)
8	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
9	技術研究組合の所得計算の特例
10	グリーン投資減税 (木質・草本バイオマスガス利用装置)
11	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備)
12	グリーン投資減税 (木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置)
13	グリーン投資減税 (木質バイオマス利用加温装置)
14	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (国税)
15	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (地方税)
16	集積区域における集積産業用資産の特別償却
17	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却
18	特定地域における工業用機械等の特別償却 (半島振興対策実施地域)
19	特定地域における工業用機械等の特別償却 (過疎地域)
20	特定地域における工業用機械等の特別償却 (離島振興対策実施地域)
21	特定地域における工業用機械等の特別償却 (奄美群島)
22	特定地域における工業用機械等の特別償却 (振興山村として指定された地区)
23	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
24	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
25	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の農業用資産)
26	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等)
27	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
28	独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加
29	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (国税)
30	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (地方税)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(8) 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 21 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業	引き続き推進
2	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	引き続き推進
3	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(9) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 14-3-コ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	引き続き推進
2	国営農地再編整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(10) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業又は事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 6 事業（28 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-サ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（10 地区）	引き続き推進
3	畑地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	引き続き推進
4	中山間総合整備事業（補助）（2 地区）	引き続き推進
5	農地保全事業（補助）（3 地区）	引き続き推進
6	農村環境保全対策事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(11) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（50 地区）を対象として期中の評価を实

施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業(独立行政法人事業)(48 地区)	引き続き推進
2	民有林補助治山事業(補助)(2 地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(12)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた以下の 2 事業(5 地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事後評価書(期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ス 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(2 地区)	改善・見直し(2 地区)
2	水産物供給基盤整備事業(補助)(3 地区)	改善・見直し(2 地区) 廃止、休止、中止(中止 1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(13)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の以下の 4 事業(13 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 14-3-セ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(7 地区)
2	国営農用地再編整備事業(直轄)(2 地区)
3	直轄地すべり対策事業(直轄)(1 地区)
4	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(14)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 18 事業(131 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ソ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(13 地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19 地区)

3	畑地帯総合整備事業（補助）（11 地区）
4	畑地帯開発整備事業（補助）（1 地区）
5	農道整備事業（補助）（11 地区）
6	農業集落排水事業（補助）（16 地区）
7	農村総合整備事業（補助）（8 地区）
8	農村振興総合整備事業（補助）（8 地区）
9	田園整備事業（補助）（1 地区）
10	地域用水環境整備事業（補助）（2 地区）
11	中山間総合整備事業（補助）（13 地区）
12	農地防災事業（補助）（9 地区）
13	農地保全事業（補助）（3 地区）
14	農村環境保全対策事業（補助）（2 地区）
15	海岸保全施設整備事業（農地）（補助）（3 地区）
16	海岸環境整備事業（農地）（補助）（2 地区）
17	草地畜産基盤整備事業（補助）（5 地区）
18	畜産環境総合整備事業（補助）（4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(15)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 3 事業（25 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-タ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（2 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（14 地区）
3	森林居住環境整備事業（補助）（9 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(16)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事業評価書（完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-チ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（2 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（1 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
4	漁村総合整備事業（補助）（12 地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（3 地区）
6	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(17)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度末をもって終了した総事業費 10 億円以上のプロジェ

クト研究開発課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の終了時評価）」として公表。

表 14-3-ツ 終了したプロジェクト研究課題を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策
1	粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発
2	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表14-4-(18)参照。

- (11) 「平成22年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 14-3-テ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

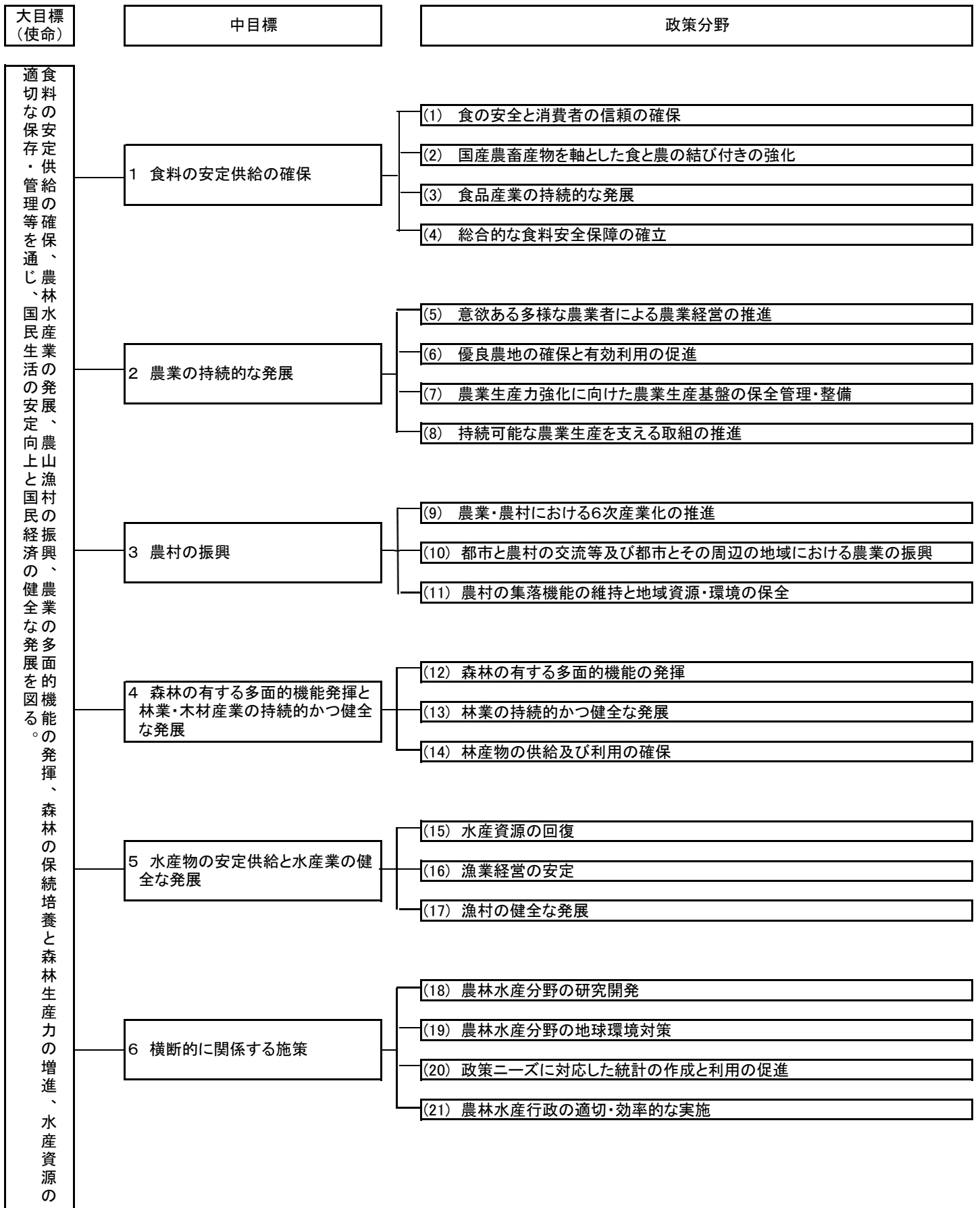
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
7	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
8	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
10	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
13	収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業)	引き続き推進
14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(農振法)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表14-4-(19)参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注)1 本政策体系は、平成22年度農林水産省政策評価実施計画(22年8月10日決定)に基づき作成

(注)2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/seisaku.pdf>)参照